

第 2 回 高 松 市 国 民 保 護 協 議 会

平成 1 8 年 1 0 月 2 3 日(月)午後 2 時 ~
高松市役所 1 3 階大会議室

< 資 料 >

1 高松市国民保護計画素案の概要について

資料 1 高松市国民保護計画素案の概要および計画の特徴について

資料 2 高松市国民保護計画素案の概要

資料 3 高松市国民保護計画作成に係るスケジュール

資料 4 高松市国民保護計画（素案）

高松市国民保護計画素案の概要および計画の特徴について

高松市庶務課防災対策室

1. 経過

平成16年6月、武力攻撃事態等において、国民の生命・身体および財産の保護を図ることを目的に国民保護法が成立し、同年9月に施行された。この法律では、武力攻撃事態等の際に、国の方針のもとで、国全体として万全の措置を講ずることができるよう、国、地方公共団体等の責務や役割分担が定められた。また、それぞれの役割等に応じた国民の保護のための計画の作成が義務付けられ、昨年3月には、国の国民保護計画とも言うべき「国民の保護に関する基本指針」が示され、平成18年3月には、香川県の国民保護計画が策定された。

この国の指針および県の国民保護計画を踏まえ、他の機関と連携協力し、市民の協力を得ながら、国民の保護のための措置を実施するため、平成18年度中に、本市国民保護計画を作成することが義務付けられたことから、本年3月23日に本市国民保護協議会条例等の制定や同委員の委嘱など、5月には、第1回国民保護協議会や総務消防調査会の開催等を経て、10月に開催予定の第2回国民保護協議会までに、本市国民保護計画の素案を示すこととしていたもの。

2. 本市国民保護計画素案の概要

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3. 本市計画の特徴

- (1) 計画の冒頭に、有事が発生しないよう、本市が最大限の努力をする旨の規定を盛り込んだ。
- (2) 本市には、点在する離島やため池等、様々な地域特性があることから、国民保護措置の実施に当たり、これらの地域特性に配慮するとともに、以下のとおり、県国民保護計画との整合性を図った。
 - 第1編総論 第2章の国民保護措置に関する高松市の基本方針及び第4章の市の地理的・社会的特徴の中で、本市においても、サンポート高松や離島、また、香川用水やため池など、これらの地域特性に配慮することを明記した。
 - 第2編 平素からの備えや予防の中で、新たな章として、第3章「災害時要援護者支援に関する平素からの備え」を追加した。
 - 第3編 武力攻撃事態等への対処の中で、新たな章として、第8章「島嶼部における全島避難」を追加するなど、県計画との整合性を図った。
- (3) 第3編 武力攻撃事態等への対処のうち、本市では、避難の方法を3ケース想定し、フロー図を記載した。
- (4) 国民保護法第4条では、武力攻撃事態等においては、住民の保護のための措置を主体的に行う自主防災組織やボランティアに対し、国や地方公共団体が支援することを求めている。第2編第1章第2 5号のボランティア団体等に対する支援で、訓練参加等が、住民の自発的協力によることを明らかにした。

高松市国民保護計画素案の概要

平成18年10月
高松市

第1編 総論

第1章 高松市の責務，計画の位置づけ，構成等

1 市の責務および市国民保護計画の位置づけ

市(市長およびその他の執行機関をいう。以下同じ。)は，武力攻撃事態等において，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令，国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)および県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ，市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき，国民の協力を得つつ，他の機関と連携協力し，自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し，市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

市は，その責務にかんがみ，国民保護法第35条の規定に基づき，市国民保護計画を作成する。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は，以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処

なお，資料については別途資料編を作成する。

3 市国民保護計画の見直し，変更手続

市国民保護計画については，今後，国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築，県国民保護計画の見直し，国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ，不断の見直しを行う。

4 市地域防災計画等との関連

この計画は，国民保護法に基づき，武力攻撃事態等に対処するためのものであり，高松市地域防災計画(一般対策編，震災対策編)(以下「市地域防災計画」という。)は別の法体系による計画である。他の計画等の活用については，次章の基本方針に定める。

第2章 国民保護措置に関する高松市の基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、または訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村ならびに関係指定公共機関および関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団および自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮および国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関および指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関および指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、または滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

10 地域特性への配慮

本市には、第4章において詳述するように、計画策定に当たって配慮すべき様々な地域特性が存在する。

本市に整備されたサンポート高松は、海陸交通のターミナル機能、高度な都市機能、業務能力、コンベンション機能の集中化を図って整備され、同時に、島嶼部（女木島、男木島、大島等）へ向け定期船が運航されるなど離島等との重要な連絡拠点ともなっている。

このほか、香川用水や多くのため池など、様々な地域特性があることから、市は、国民保護措置の実施に当たり、これらの地域特性に十分に配慮する。

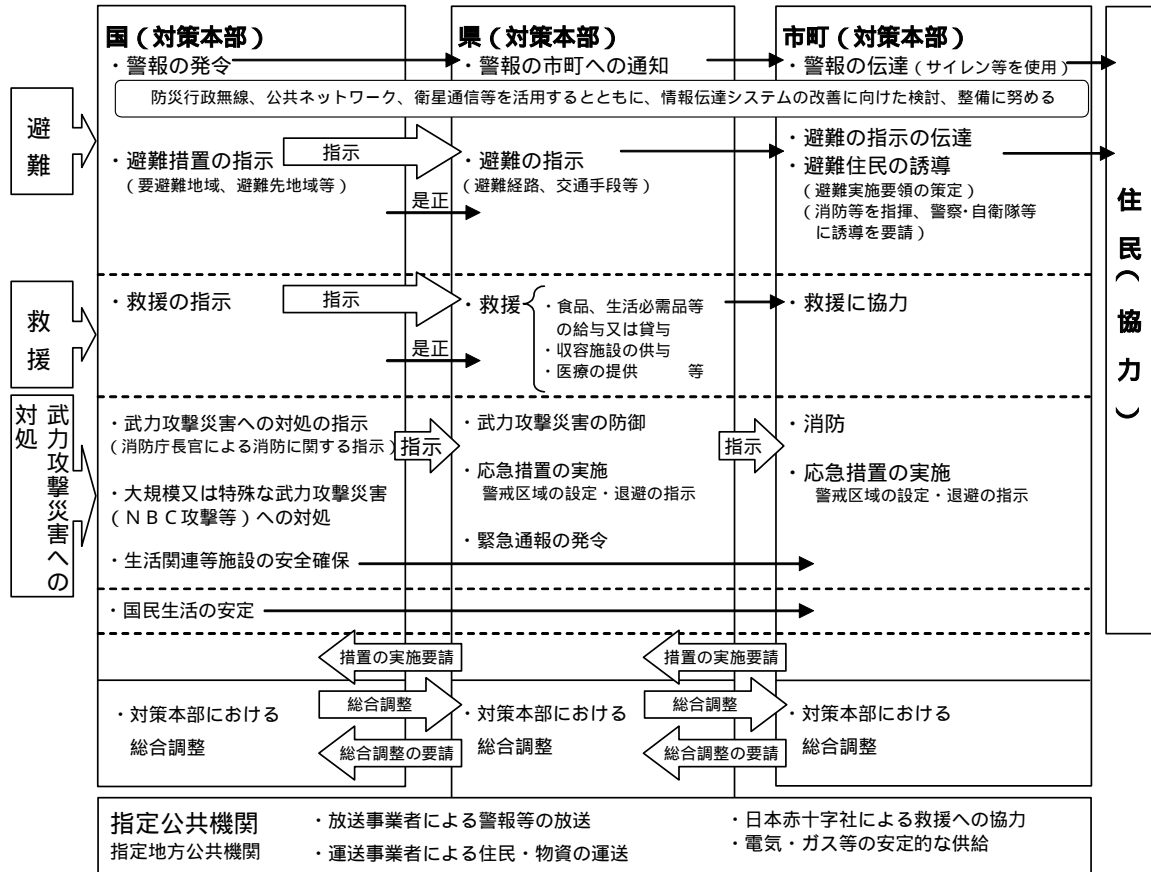
11 市地域防災計画等の活用

市は、国民保護措置が、現有の市地域防災計画、市の危機管理対応マニュアル等における自然災害、事故災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画等に基づく取り組みの蓄積を活用するよう努める。

第3章 関係機関の事務または業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、市町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(地形)

市は、国民保護措置を実施する場合、瀬戸内海に点在する離島や市南部の山間部では、避難手段等が限定されるため、平素から船舶やバス等を有する関係機関等との連携に努め、全住民避難を視野に入れた体制の整備に留意する必要がある。

(気象)

本市の気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく現しており、気候が温暖で、降水量が少ない。本市における年平均気温は15.8℃、年降水量の平年値は1,123.6mmである。

高松地方気象台の5カ年の風向を見ると、秋には南西の風が多く吹き、冬には、西風が多い。春と夏は、西南西の風が多いものの、北風と東風の3方向からの風が多い。また、春から梅雨期にかけては瀬戸内海を中心に濃霧が発生し、フェリーなど海上交通の運行に支障をきたすことがある。

市は、武力攻撃事態等において、救援等の国民保護措置を円滑に行うため、気象情報などの収集および飲料水等の安定的供給体制等を整備することが必要である。

(香川用水・ため池・ダム)

市は、武力攻撃事態等において、香川用水、ため池、ダムが破壊された場合には、破壊による直接被害のみならず、浸水、水資源の枯渇等による二次的被害をもたらすため、これら施設における警戒を強めるとともに、飲料水等の安定的供給の体制を整備することが必要である。

(サンポート高松)

これら施設や建物が、武力攻撃事態等において破壊された場合には、多数の人的被害をもたらす、情報拠点、離島等との拠点となる機能を持ち合わせる施設を失うため、これらの施設に対しては、十分に警戒する必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては，県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態および緊急対処事態を対象とする。

事態	事態類型
武力攻撃事態	1 着上陸侵攻 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 3 弾道ミサイル攻撃 4 航空攻撃
緊急対処事態	1 航空攻撃 (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態（可燃性ガス貯蔵施設等の爆破） (2) 多数の人が集合する施設，大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態（ターミナル駅等の爆破） 2 攻撃手段による分類 (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態（炭疽菌，サリン等の大量散布） (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態（航空機等による自爆テロ等）

第 2 編 平素からの備えや予防

第 1 章 組織・体制の整備等

第 1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織および体制、職員の配置および服務基準等の整備を図る必要があることから、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防局情報指令課との間で構築されている情報連絡体制を踏まえ、速やかに市長および関係部局危機管理責任者等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

2 市の体制および職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するための体制を整備するとともに、その配備基準を定める。

事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報または通知を受けた場合や、多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の事案が発生した場合には、国の事態認定前における初動体制を確立し、初動措置を講ずる。被害の程度等に応じて、市警戒体制、または市警戒本部体制をとる。（下記）

政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があった場合は、直ちに市対策本部を設置する。（下記）

事態認定が行われたが、市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合は、初動体制を継続する。

【市の組織体制】

	体制	配備基準	配備内容
事態認定前	市警戒体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報または通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	関係部局危機管理責任者および事案事態関係課職員
	市警戒本部体制	全部局による対応を行う必要があるとき	市警戒体制および市警戒本部体制に関する要領等、別途定める
事態認定後	市警戒体制	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	関係部局危機管理責任者および事案事態関係課職員
	市警戒本部体制	全部局による対応を行う必要があるとき	市警戒体制および市警戒本部体制に関する要領等、別途定める
	市対策本部体制	国民保護対策本部設置の通知を受けたとき	原則として、全職員

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織および自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知および自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団および市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練等、自主防災組織等が行う自発的な活動に対し、消火、救助、救援等のための施設および設備の充実を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知および伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

第5 研修および訓練

市職員は、住民の生命、身体および財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修および訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。特に離島や、市南部の山間地域等、交通手段、避難経路が限定される地域について留意し、資料を準備する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

7 避難および救援に関する平素からの備え

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。

第3章 災害時要援護者支援に関する平素からの備え

市は、県と連携し、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者に対し、武力攻撃災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、災害時要援護者の状態に配慮した体制を整備する。

第4章 物資および資材の備蓄，整備

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，可能であるものについては，原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに，武力攻撃事態等において特に必要となる物資および資材について，備蓄し，または調達体制を整備する。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには，住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ，武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから，国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

1 国民保護措置に関する啓発

市は，国および県と連携しつつ，住民に対し，広報誌，パンフレット，テレビ，インターネット等の様々な媒体を活用して，国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに，住民向けの研修会，講演会等を実施する。また，高齢者，障害者，外国人等に対しては，点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は，武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務，不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について，啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

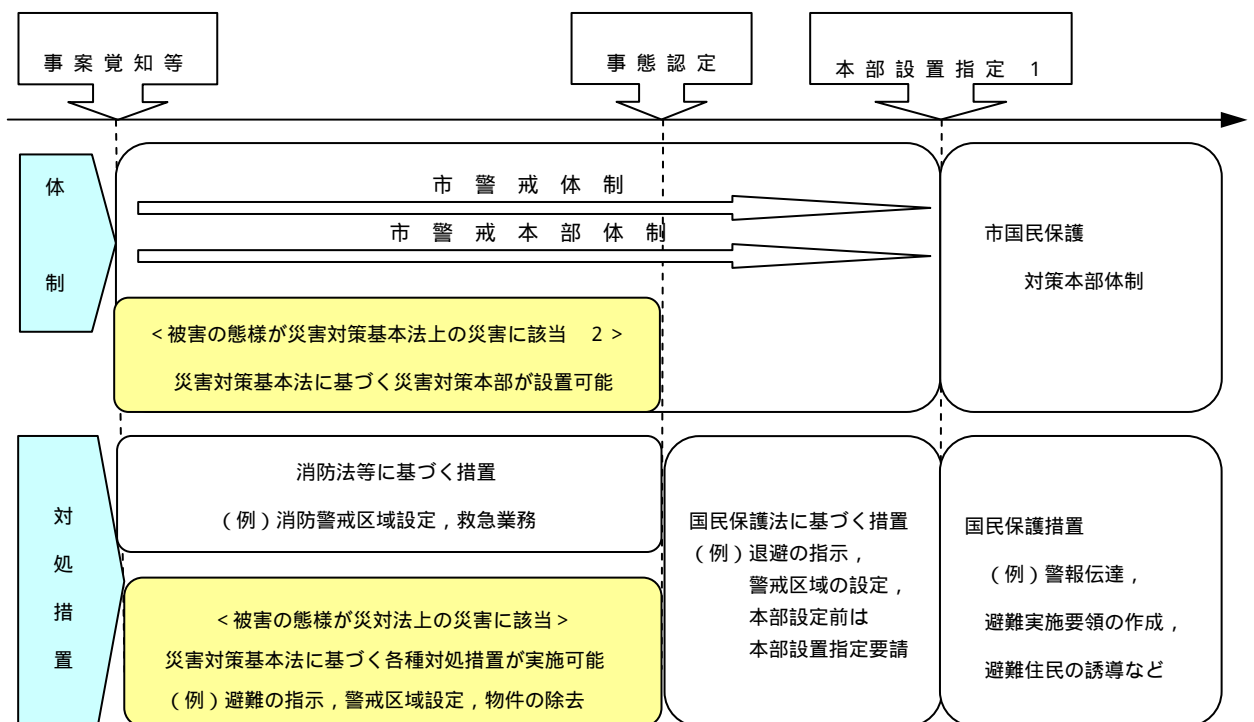
多数の死傷者が発生したり，建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には，当初，その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ，市は，武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても，住民の生命，身体および財産の保護のために，現場において初動的な被害への対処が必要となる。

1 事態認定前における初動体制の整備および初動措置

(1) 初動体制

市長は，事態認定につながる可能性があると考えられる事実が発生するおそれがあるとの通報または通知を受けた場合や，多数の死傷者が発生したり，建造物が破壊される等の事案を把握した場合には，国の事態認定前における初動体制を確立し，初動措置を講ずる。

被害の程度等に応じて，市警戒体制または市警戒本部体制をとる。

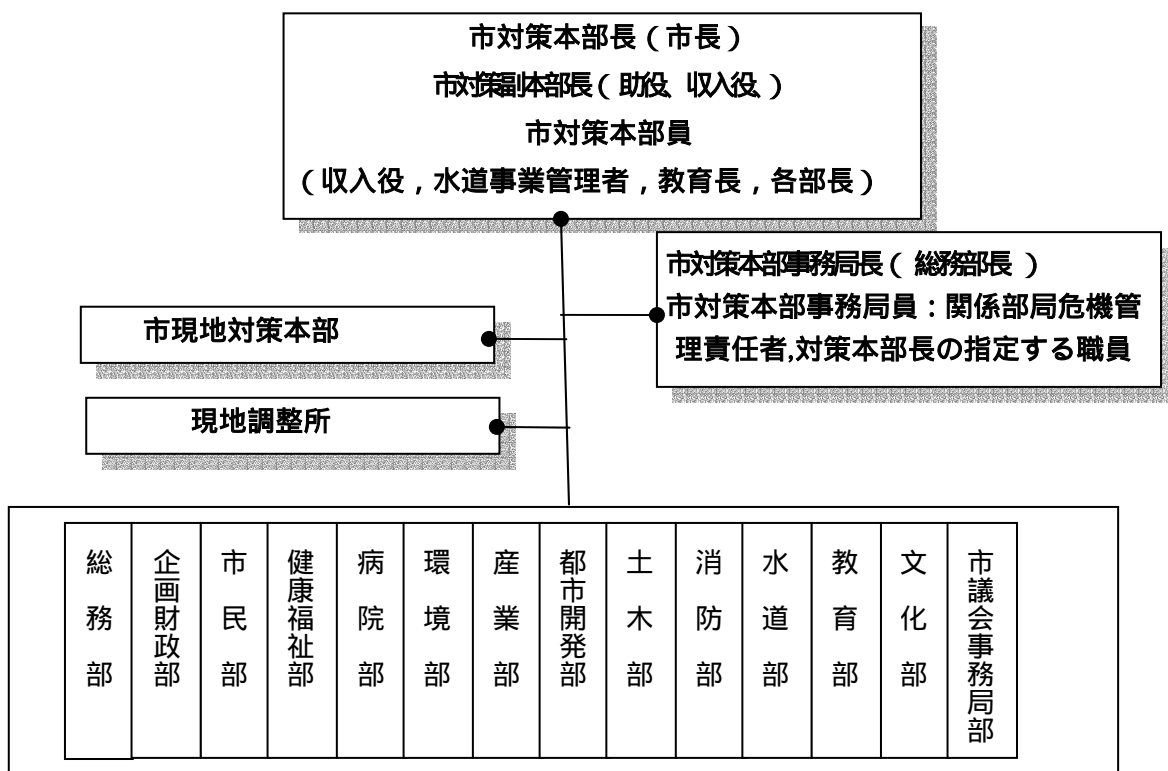


1 事態認定と本部設置指定は，同時の場合も多いと思われるが，事態に応じて追加で本部設置指定する場合は，事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

2 災害対策基本法上の災害とは，自然災害のほか，大規模な火災・爆発，放射性物質の大量放出，船舶等の事故等とされている。なお，被害の様態が災害対策基本法上の災害に該当していたとしても，その原因が武力攻撃によることが明白な場合は事態認定前であっても，同法は適用できないこととされている。

第2章 高松市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため，市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織，機能等について定める。



第3章 関係機関相互の連携

市は，国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため，国，県，他の市町村，指定公共機関および指定地方公共機関，その他関係機関と相互に密接に連携することとし，それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

第4章 警報および避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 警報の内容の伝達等

市は，県から警報の内容の通知を受けた場合には，あらかじめ定められた伝達方法により，速やかに住民および自治会等に警報の内容を伝達する。また市は，当該市の他の執行機関その他の関係機関に対し，警報の内容を通知する。警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに，市のホームページに警報の内容を掲載する。

第2 避難住民の誘導等

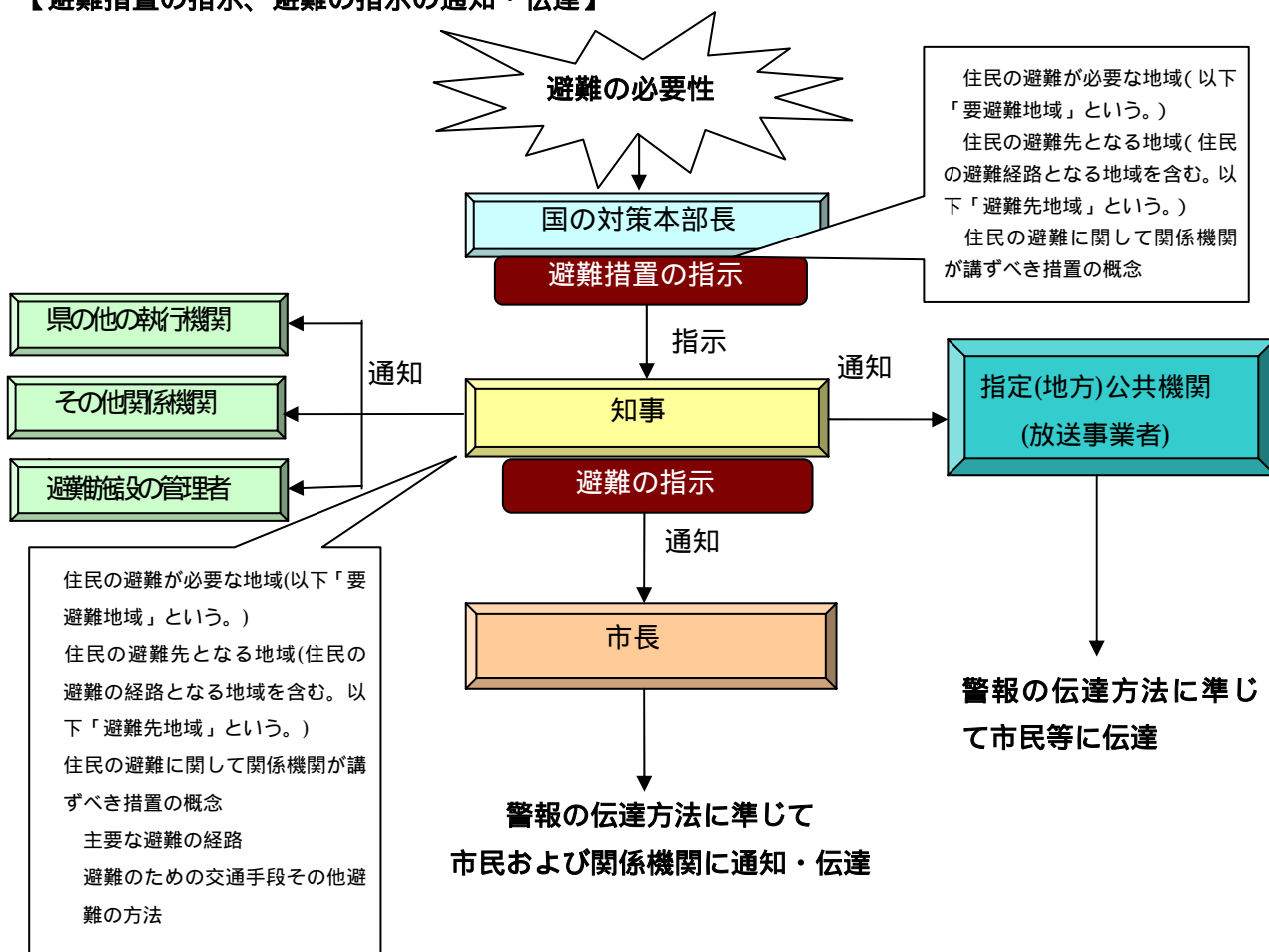
1 避難の指示の通知・伝達

ア 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

イ 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては下図のとおり。

【避難措置の指示、避難の指示の通知・伝達】



2 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路，避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法，避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

3 避難住民の誘導

市長は，避難実施要領で定めるところにより，市の職員ならびに消防局長および消防団長を指揮し，避難住民を誘導する。

消防本部および消防署は，消火活動および救助・救急活動の状況を勘案しつつ，市の定める避難実施要領に基づき，要所に消防車両等を配置し，車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに，自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は，消火活動および救助・救急活動について，消防本部または消防署と連携しつつ，自主防災組織，自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに，災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

4 避難の方法

県国民保護計画において想定されている事態の類型を踏まえ，避難措置の内容（距離・時間余裕，発生場所）の観点から，主な避難方法として以下の3 ケースを想定する。

- ケース1：時間的余裕がなく，屋内へ緊急避難（退避）する必要があるような事態
- ケース2：市内，市外の避難所に避難する必要がある事態
- ケース3：区域外に不特定多数の市民を避難（退避）させる必要がある事態

【避難の方法として想定すべき3ケース】

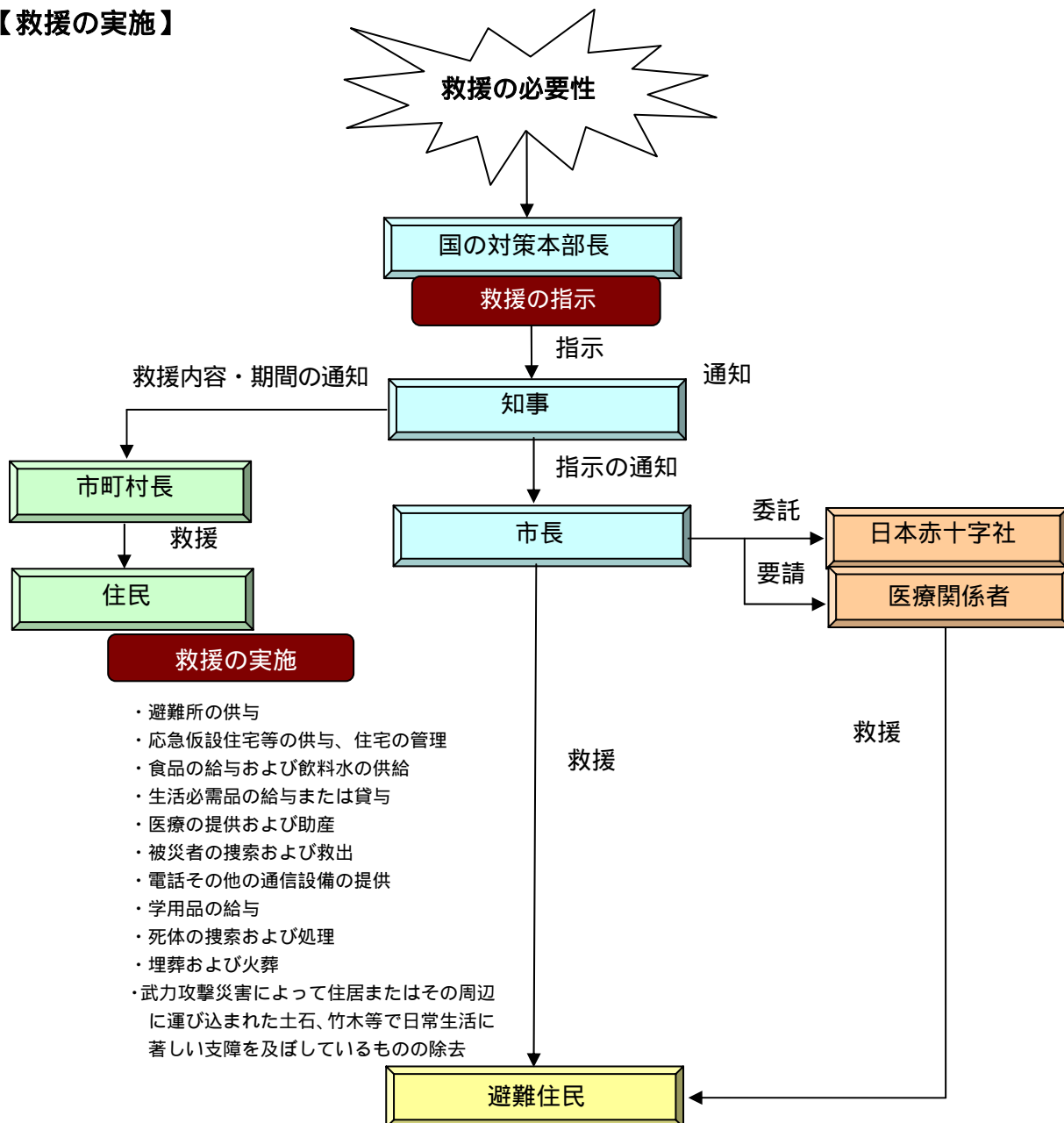
避難ケース	距離			時間余裕	被害有無	避難措置の指示等	想定される事態の例
	屋内	市内	市外				
<p><u>ケース1</u> 『時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難する必要がある事態』</p>				なし	-	避難措置の指示が事後的となる可能性あり	<p>弾道ミサイル攻撃（着弾前） 急襲的な航空攻撃 ゲリラ・特殊部隊による攻撃（1）など 1 状況によってはケース2のような対応もあり得る</p>
<p><u>ケース2</u> 『市内、市外の避難所に避難する必要がある事態』</p>				比較的あり	-	避難措置の指示に基づく避難	<p>着上陸侵攻 石油コンビナート等に対する破壊攻撃（武装作業員による占拠の場合）など ゲリラ・特殊部隊による攻撃（2）など 2 状況によってはケース1のような対応もあり得る</p>
				可及的速やか	負傷者多数	避難措置の指示に基づく避難	弾丸ミサイル攻撃（着弾後）など
<p><u>ケース3</u> 『区域外に不特定多数の市民を避難（退避）させる必要がある事態』</p>	要避難地域（警戒区域）外			可及的速やか	負傷者多数	避難措置の指示が事後的となる可能性あり	<p>市街地における爆破テロ 市街地における化学剤を用いた攻撃 など</p>
その他（上記ケースの組み合わせ）							<p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃（昼間の市街地における突発的な攻撃）など</p>

第5章 救援

1 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容および期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

【救援の実施】



2 関係機関との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国および他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

市長は、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度および方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度および基準」という。)および県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

第6章 安否情報の収集・提供

市による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

市による安否情報の県への報告および照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う。

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官または海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

< 退避の指示 >

市長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

< 警戒区域の設定 >

市長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、

住民からの通報内容，関係機関からの情報提供，現地調整所等における関係機関の助言等から判断し，住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは，警戒区域の設定を行う。

< 消防に関する措置等 >

市長は，消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう，武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに，県警察等と連携し，効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

第 3 生活関連等施設における災害への対処等

市は，生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる対処について，国の方針に基づき必要な対処が行えるよう，国，県その他の関係機関と連携した市の対処に関して定める。

市長は，市が管理する生活関連等施設について，当該施設の管理者としての立場から，安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において，市長は，必要に応じ，県警察，海上保安部長等，消防機関その他の行政機関に対し，支援を求める。

また，このほか，生活関連等施設以外の市が管理する施設についても，生活関連等施設における対応を参考にして，可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

第 4 N B C 攻撃による災害への対処等

市は，N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について，国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ，特に，対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

第 8 章 島嶼部における全島避難

島嶼部については，武力攻撃事態等において避難措置の指示を受けたときは，全島民（島内に一時的に滞在しているものを含む。以下「島民等」という。）を計画的に県内もしくは近隣県へ避難させることを基本とする。

市長は，全島避難を行うにあたっては，必要に応じて現地対策本部を設置するなど，要避難地域の住民と連携・協力し，島民等の全島避難を円滑に実施する。

市は，県，他市町，その他の防災関係機関とともに，全島避難等に関する総合的な施策の推進を図り，武力攻撃災害から島民等の生命，身体および財産の保護に最大限の努力をする。

第 9 章 被災情報の収集および報告

市は，電話，市防災行政無線その他の通信手段により，武力攻撃災害が発生した日時および場所または地域，発生した武力攻撃災害の状況の概要，人的および物的被害の状況等の被災情報について収集する。

市は，被災情報の収集に当たっては，県および消防庁に対し火災・災害等即報要領に基づき，電子メール，F A X 等により直ちに被災情報の第 1 報を報告する。

第 10 章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

第 11 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について定める。

第 12 章 特殊標章等の交付および管理

市は、ジュネーブ諸条約および第一追加議定書に規定する特殊標章および身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付および管理する。

第 4 編 復 旧 等

第 1 章 応急の復旧

市は、その管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じる。

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設および設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、鉄道施設、飛行場施設等およびその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第 2 章 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設および設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知および伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知および伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害またはその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知および伝達の対象となる地域を管轄する機関および当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知および伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知および伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知および伝達に準じて、これを行う。

国民保護計画作成に係るスケジュール

